

官報

号外

平成四年六月五日

○第百二十三回 参議院會議録第十九号

平成四年六月五日(金曜日)

午後十時三十一分開議

○議事日程 第十九号

平成四年六月五日

午前十時 本會議

- 第一 國際連合平和維持活動等に対する協力に
関する法律案(第百二十一回国会内閣提出、
第百二十二回国会衆議院送付)
- 第二 國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一
部を改正する法律案(第百二十一回国会内閣
提出、第百二十二回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

○議長(長田裕二君) これより會議を開きます。
この際、お諮りいたします。

山田勇君から海外旅行のため来る八日から八日
間の請暇の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。
よって、許可することに決しました。

本日はこれにて延会することとし、次会は明日
午前零時三十分より開会いたします。

これにて延会いたします。

午後十時三十二分延会

出席者は左のとおり。

議長	長田 裕二君
副議長	小山 一平君

議員	常松 克安君	寺崎 昭久君
	片上 公人君	針生 雄吉君
	山田 俊昭君	足立 良平君
	真島 一男君	木庭健太郎君
	猪熊 重二君	西川 潔君
	久世 公亮君	小野 清子君
	中川 嘉美君	白浜 一良君
	及川 順郎君	下村 泰君
	勝木 健司君	木宮 和彦君
	大塚清次郎君	守住 有信君
	矢原 秀男君	鶴岡 洋君
	刈田 貞子君	喜屋武眞榮君
	橋本孝一郎君	小西 博行君
	岩本 政光君	大河原太一郎君
	中野 鉄造君	太田 淳夫君
	和田 教美君	広中和歌子君
	井上 計君	山田 勇君
	板垣 正君	前田 勲男君
	黒柳 明君	峯山 昭範君
	三木 忠雄君	田淵 哲也君
	三治 重信君	田中 正巳君

加藤 武徳君	狩野 安君	上杉 光弘君	田沢 智治君
関根 則之君	重富吉之助君	高木 正明君	福田 宏一君
青木 幹雄君	香掛 哲男君	松浦 功君	森山 眞弓君
大島 慶久君	山口 光一君	村上 正邦君	藤井 孝男君
星野 朋市君	野村 五男君	沢田 一精君	山東 昭子君
成瀬 守重君	前島英三郎君	坂野 重信君	斎藤栄三郎君
下福葉耕吉君	鈴木 貞敏君	野末 陳平君	大鷹 淑子君
田辺 哲夫君	高橋 清孝君	原 文兵衛君	初村滝一郎君
中曾根弘文君	永田 良雄君	中西 一郎君	平井 卓志君
石井 道子君	山岡 賢次君	中村 太郎君	後藤 正夫君
竹山 裕君	岡野 裕君	伊江 朝雄君	岩崎 純三君
大浜 方榮君	斎藤 文夫君	谷川 寛三君	三野 栄子君
野沢 三三君	大木 浩君	喜岡 淳君	西野 康雄君
岡部 三郎君	梶原 清君	紀平 正敏君	村田 誠醇君
関口 恵造君	石井 一二君	北村 哲男君	種田 誠君
宮澤 弘君	柳川 覺治君	岩本 久人君	肥田美代子君
井上 裕君	下条進一郎君	吉田 達男君	前畑 幸子君
佐々木 満君	田代由紀男君	西岡瑠璃子君	櫻井 規順君
仲川 幸男君	山本 富雄君	小林 正君	三上 隆雄君
井上 孝君	服部 安司君	國弘 正雄君	深田 肇君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君	会田 長栄君	谷本 巍君
林田悠紀夫君	井上 吉夫君	三石 久江君	清水 澄子君
遠藤 要君	大島 友治君	竹村 泰子君	野別 隆俊君
岡田 広君	北 修二君	一井 淳治君	千葉 景子君
斎藤 十朗君	宮崎 秀樹君	渡辺 四郎君	田沢 勲二君
平野 清君	秋山 肇君	山口 哲夫君	及川 一夫君
二木 秀夫君	陣内 孝雄君	本岡 昭次君	山本 正和君
清水嘉与子君	田村 秀昭君	松前 達郎君	鈴木 和美君
須藤良太郎君	木暮 山人君	村沢 牧君	小川 仁一君
鎌田 要人君	鹿熊 安正君	稻村 稔夫君	稲山 篤君
永野 茂門君	松浦 孝治君	村沢 照美君	久保 亘君
井上 章平君	石川 弘君	村沢 照美君	赤桐 操君
合馬 敬君	尾辻 秀久君	大森 昭君	菅野 久光君
片山虎之助君	石渡 清元君	佐藤 三吾君	榎崎 年子君
西田 吉宏君	藤田 雄山君	松本 英一君	谷畑 孝君
石原健太郎君	大城 眞順君	山田 健一君	萩野 浩基君
松尾 官平君	向山 一人君	高井 和伸君	高崎 裕子君
倉田 寛之君	吉川 芳男君		

通信委員

辭任

伊江 朝雄君

補欠

岡野 裕君

労働委員

辭任

矢原 秀男君

補欠

片上 公人君

建設委員

辭任

西野 康雄君

補欠

青木 薪次君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国際平和協力等に関する特別委員

辭任

青木 薪次君

補欠

西野 康雄君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辭任

野別 隆俊君

補欠

松本 英一君

文教委員

辭任

森 暢子君

補欠

堀 利和君

商工委員

辭任

上田耕一郎君

補欠

市川 正一君

運輸委員

辭任

堀 利和君

補欠

森 暢子君

建設委員

辭任

松本 英一君

補欠

野別 隆俊君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辭任

淵上 貞雄君

補欠

吉田 達男君

運輸委員

辭任

森 暢子君

補欠

堀 利和君

労働委員

辭任

青木 薪次君

補欠

西野 康雄君

建設委員

辭任

西野 康雄君

補欠

青木 薪次君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第七三三号)

同日議長は、カール・カールステン・ドイッ連邦共和国前大統領の逝去に際し、デルント・ザイテ同国連邦参議院議長宛電を發送した。

本日委員長から次の報告書が提出された。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会閣法第五号)審査報告書

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

平成四年六月五日 参議院會議録第十九号 議長の報告事項

政治献金として届け出るべきである。金権腐敗政治のおおもとである企業・団体献金の完全禁止が緊急の課題であるが、この立場から以下の質問をする。

一、議員秘書給与の企業負担、あるいは企業からの秘書派遣は、政治資金規正法第四条の「財産上の利益の收受」であり、「寄附」と見なされるものと考えらるがどうか。

二、企業から「研修」としての秘書派遣は、「寄附」に当たらないとする見解があるが、名目が「研修」であっても、実態が「無償の労務提供」なら、客観的には「寄附」と判断すべきと考えらるがどうか。

三、二に関連して自治省はこれまで、「具体の事実」に即して判断すべき」と国会答弁をしているが、その際、企業からの秘書派遣を研修と見なすか否かの基本的判断要件を明らかにされたか。

四、今国会の中でも、奥田運輸大臣の元私設秘書が、二年半にわたって北陸佐川急便株式会社から給与負担を受けていた事実が明らかになったが、同秘書の場合、北陸佐川急便から給与を得ていた二年半の間の前後は治山社員となっており、北陸佐川の「研修」ではなかったことは明白である。

法順守、疑惑解明の先頭に立つべき大臣として、この元秘書の給与問題について、政治資金報告上でも厳正な措置がとられるべきと考えらるが、政府の見解はどうか。

五、奥田運輸大臣以外にも、いまだに私設秘書給与を企業に負担してもらっている関係はないか。まして、大臣が監督対象業界の企業からの秘書給与の負担を受ければ重大な疑惑を招くものである。政府として、全関係の私設秘書給与の企業負担の実態について過去にさかのぼって調査し、その結果を明らかにされたい。

六、金権腐敗政治根絶のうえで、企業・団体献金の禁止が決定的に重要である。そのためにも、

さしあたり政府として、関係が、「研修」名目を含め秘書給与を企業に負担してもらうことを、ただちにやめるべきと考えらるがどうか。

平成四年六月二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員上田耕一郎君提出議員秘書給与の企業負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君提出議員秘書給与の企業負担に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）において「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいう。」（同法第四条第三項）とされており、労務の無償提供もこれに含まれると解している。

お尋ねの企業からの秘書派遣等については、それが研修や訓練として行われているような場合にあつては、必ずしも労務の無償提供とはいえず、同法上の「寄附」に該当するとはいえないと考えているが、個々具体の事例の判断に当たっては、秘書派遣の趣旨、勤務の態様等を総合的に勘案する必要がある、個々の事実に基づいて判断されるべきものと考えらる。

四について

お尋ねの件については、政治資金規正法の規定にのっとった処理がなされていると聞いている。

五及び六について

御指摘の問題は、関係が否かにかかわらず、全国会議員の政治活動の在り方にかかわる事柄であることから、御質問の点を含め、議員活動

の在り方や政治資金の在り方として今後どのようにすべきかなどについては、まず、国会において十分議論していただく必要があると考えらる。

第十七号中正誤
ベロ段行 誤
三一五 参議院 衆議院 正

発行所 千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 03 (3587) 4302
定価 本号一部
（税）三円をきり

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可